

## 7 . 権利付与後の情報提供

### 《権利付与後の情報提供制度》

Q 1 : 特許法施行規則第 13 条の 3 ( 権利付与後の情報提供制度 ) の規定により情報提供された資料は、無効審判が請求されないとその資料に基づく審理は行わないのでしょうか ( 登録された権利を特許庁が自発的に再審理することはないのでしょうか ) 。

A 1 : 一度、行政処分として特許の設定登録がなされた以上、権利の有効・無効についての審理を、無効審判の請求無しに審判合議体が始めることはできません。また、無効審判が請求された場合においても、請求の理由として、審判請求人が当該資料に基づく無効理由を主張していない場合には、当該情報提供された資料を職権審理の対象とするか否かについては、審判合議体の裁量によるものとなります。ただし、無効審判請求人が申し立てた請求理由が適切な無効理由を構成しない場合において、情報提供された情報が、適切な無効理由を構成するものであり、しかも公益的見地から職権審理の対象とすべきと判断される場合には、職権審理の裁量権の発動をする蓋然性は高くなります。また、無効審判を請求するにあたり、情報提供されている資料に基づく無効理由の判断を求める場合には、この無効理由を予め主張しておく必要があります。

Q 2 : 無効審判の審理係属中に当事者以外の者が権利付与後の情報提供をしても職権審理されますか。

A 2 : 無効審判の審理係属中に情報提供がなされた場合には、速やかに無効審判を審理する審判官に配付されることとなります。その後当該情報提供を職権審理の対象とするかについては、審判官の裁量に委ねられ、必ずしも職権審理の対象になるとは限りません。無効審判は、基本的には審判請求人の主張・立証に基づいて審理をすることが適切であり、職権審理の発動はあくまで補完的かつ例外的な場合にとどまります。

Q 3 : 権利付与後の情報提供について、特許成立後に情報提供をされた文献などを無効審判の「証拠」として使用することができますか。

A 3 : 無効審判の請求において、当該情報提供の文献等を利用することについては特段の制約はありません。